

第4回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和7年7月31日（木） 午後1時30分から
- 2 場 所 プラザ菜の花4階「楨」
- 3 出席者
委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、村尾 真一、
戸澤 優之、高井則之、吉富 友恭、小倉 久子
水 産 課 宮嶋課長
篠原漁業調整班長、高橋技師
漁業資源課 原課長
赤羽資源管理班長、川合主査
水産事務所 銚子：末永所長
館山：迫所長、中川課長
勝浦：荒井所長、庄司課長
水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長、川地上席研究員
事 務 局 永野副技監、高山副主査
- 4 議 題
 - (1) ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）
 - (2) うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (3) うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
 - (4) その他
- 5 審議経過
【永野副技監】

定刻となりましたので、ただ今から第4回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

【立岡会長】

本日はお忙しい中、委員の皆様には第4回千葉県内水面漁場管理委員会、御出席を

いただきました。誠にありがとうございます。

梅雨も明けまして、暑い日が続いておりますが、皆様、いかがでお過ごしでしょうか。本日は、土用の丑の日ということでございます。千葉県産のウナギを食べて、この猛暑を乗り切っていただければと思っているところです。

本日の議題にもウナギに関する案件がございますが、先頃の報道によりますと、EUほかからニホンウナギを含むウナギ類全種についてワシントン条約の附属書Ⅱへの掲載が提案されたということでございます。

仮にこれまでのヨーロッパウナギに加えましてニホンウナギが掲載されますと、様々な面において影響が出てくるということが想定されます。今後の動向に注視してまいりたいと思っております。

また、県内の河川での漁業・遊漁の状況でございますが、アユの種苗放流が例年同様に小櫃川をはじめ4河川におきまして、合計23万5,000尾が放流され、6月の解禁以降、多くの方々が釣りを楽しまれているということでございます。

さて、本日の委員会でございますが、ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針に係る協議、うなぎ稚魚漁業の許可方針に係る諮問・協議を予定してございます。いずれも重要案件でございますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。委員の大堀委員とまだ連絡がついておりませんが、現在9名の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する第145条によりまして、過半数以上の委員の出席になりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条によりまして、立岡会長にお願いいたします。

【立岡会長】

それでは、議事を進行させていただきます。

まず本日の議事録署名人ですけれども、委員会会議規程第10条により、私のから指名をさせていただきます。粕谷会長代理さん、それと高井委員さんにそれぞれお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）」を上程いたします。

事務局より朗読をお願いします。

【高山副主査】

（朗読）

【立岡会長】

議案の説明に入ります前に、内水面水産研究所から、利根川で実施しているシジミ資源調査の結果報告をお願いします。

【川地上席研究員】

千葉県内水面水産研究所の川地です。よろしくお願いいたします。

利根川ヤマトシジミ資源調査は、平成13年から銚子市漁協、下利根漁協、中利根漁協の協力を得て行っているものです。本発表では、令和6年度に実施した成貝調査、稚貝調査、生息環境調査の方法、結果について御報告いたします。

初めに、調査の背景と目的について説明いたします。このグラフは、利根川の千葉県側のヤマトシジミ漁獲量を示したものです。漁獲量が大きく減少した平成13年以降は、縦軸の値を変えて別の図に示してあります。

昭和56年から昭和57年には利根川河口堰の関係で、シジミの漁業権が消滅しました。しかし、消滅後も1,000トン以上の漁獲量を維持していたことから、残存シジミ資源の有効活用を検討するため、平成13年から資源調査を開始しました。グラフから見てとれるように、調査の開始と相まって漁獲量が大きく減少し、平成22年以降は0トンとなっています。なお、平成26年以降はデータが公表されていませんが、採捕はないと聞いています。

次に、調査方法について説明いたします。調査は、毎年10月から11月に1回、殻の長さが10ミリ以上の貝を対象とした成貝調査と、殻の長さが1ミリ以上10ミリ未満の

貝を対象とした稚貝調査を行っています。

調査は、河口から3キロから17キロの間で行い、成貝調査の調査地点を黒丸で示しました。銚子市漁協の地先で6地点、下利根漁協の地先で6地点、中利根漁協の地先で4地点の計16地点です。なお、12.5キロメートル地点は水深が深くなったため、令和3年度以降は実施しておりません。

稚貝調査は、調査地点を白丸で示しました。銚子市漁協の地先で4地点、下利根漁協の地先で3地点、中利根漁協の地先で4地点の計11地点です。

成貝の調査方法についてですが、ヤマトシジミの採捕には幅50センチメートル、すの目、約8ミリメートルの採捕具を使用しました。この採捕具を用いて、1地点当たり100平方メートルをひき、1平方メートル当たりの採捕密度を調べました。

次に、稚貝の調査方法についてですが、エクマンバージ採泥器を用い1地点当たり約0.2平方メートルの底泥を採取し、1ミリメートルの篩にかけてシジミを採捕しました。

生息環境調査は、3つの項目を調べています。一つはヤマトシジミの産卵環境を確認するため、6月から10月に実施している水温・塩分観測です。利根川の河口から上流7キロメートル地点の底層にロガーを設置し、ロガーの種類によって10分または1時間ごとの連続観測をしています。

2つ目は、稚貝調査と同時に採取した底泥を用いた底質分析です。ヤマトシジミの生息に影響する底泥の硫化物量、強熱減量、シルト含有率を分析しています。3つ目は出水の発生状況です。発生状況を把握するため、平成10年から令和6年までの27年間、河口から上流16.55キロメートル地点にある国土交通省の観測点における1時間ごとの水位記録を集計しました。

次に、調査結果の説明に入ります。初めに成貝調査の結果についてです。この図は成貝密度の年推移を地先ごとに示したものです。平成21年度以降は縦軸の値を変えて作成してあります。図からは平成15年度以降、各地先とも1平方メートル当たり2個未満の密度の状態が継続していることが読み取れます。令和6年度は、銚子市漁協の地先では1平方メートル当たり平均0.13個、下利根漁協の地先では平均0.29個、中利根漁協の地先では平均0.12個であり、全体では平均0.19個でした。

次は稚貝の調査結果についてです。こちら10ページのスライドについて、1行目の「平成15年」となっておりますが、「平成21年度以降」に訂正させてください。

すみませんでした。

この図は稚貝密度の年推移を地先ごとに示したものです。調査を開始した平成14年
が最も高く、平成21年度以降は各地先とも1平方メートル当たり50個未満の状態が
継続しています。令和6年度の密度は、銚子市漁協の地先では1平方メートル当たり
平均3.5個、下利根漁協の地先では平均18.6個。中利根漁協の地先では平均3.5個で
あり、全体では7.6個でした。

次に、生息環境調査の結果に移ります。初めに水温と塩分の結果についてです。
この図は、令和6年の利根川7キロメートル地点における底層の水温と塩分の日平均を
示した図です。水温の日平均を青、塩分の日平均をピンクで示しました。ヤマト
シジミが産卵するには適当な水温と塩分が必要で、水温が22.5度以上で、かつ2から
12ピー・エス・ユーの塩分が必要です。この条件を満たした日をオレンジ色の点で
示しました。令和6年に産卵条件を満たした日は46日でした。産卵条件を満たした
日は年によって異なりますが、13日から51日で推移しており、産卵環境は維持されて
いると言えます。

次に、底質分析の結果について説明します。まず、硫化物の結果についてです。
この図は、調査した11地点の硫化物の年推移を示したものです。生息に適した硫化
物量の値は図の赤線1グラム当たり0.09ミリグラム以下となります。各地点の動向は、
11地点中10地点が横ばい、1地点で低下傾向が見られました。低下傾向が見られた
地点については直線を当てはめてあります。直近の令和3年度から6年度の4年間全て
が生息に適した値を示したのは、図の右側に青色を付けた約半数の地点でした。

この図は強熱減量の結果を示したものです。強熱減量とは底泥の重量に占める
有機物の割合のことです。生息に適した値は5パーセント以下で、図の赤線以下と
なります。各地点の動向は8地点が横ばい、3地点が低下傾向にあり、底質環境は改善
されつつあります。低下傾向が見られた地点については、直線を当てはめてあります。
令和3年度から6年度の4年間全てが生息に適した値を示したのは、図の右側に青色を
付けた11地点中9地点でした。

この図はシルト含有率の結果を示したものです。シルトとは粒径63マイクロ
メートル未満の細かい粒子のことで、底泥の重量に占めるシルトの割合をシルト
含有率と呼んでいます。生息に適した値は10パーセント以下で、図の赤線以下と
なります。各地点の動向は、1地点が横ばい、10地点が低下傾向にあり、底質環境は改善

されつつあります。先ほどと同様に低下傾向が見られた地点については、直線を当てはめてあります。令和3年度から令和6年度の4年間全てが生息に適した値を示したのは、河口から5キロメートル、岸から75メートルの1地点のみでした。

次に、出水の発生状況の結果について説明します。この図は千葉県で出水が多発した令和元年の利根川16.55キロメートル地点における日平均水位を示したものです。平成10年から令和6年の利根川16.55キロメートル地点における年平均水位は0.7メートルから0.9メートルでしたので、ここでは日平均水位1.5メートル以上の日を出水発生日として計数しました。赤の矢印が出水発生日を示しています。

この図は平成10年から令和6年の利根川における水位別の出水発生状況を表したもので、水位によって色分けして示してあります。水位が1.5から2メートルは青色、2から2.5メートルは緑色、2.5から3メートルはオレンジ色で示してあります。

平成10年から令和6年の利根川の出水発生日は、年間0から6日で横ばいで推移していました。大阪府の淀川や徳島県の吉野川では出水による貝の流出がヤマトシジミ資源の減耗要因と報告されています。直近の令和4年から6年の間に出水の発生は認められませんでした。

まとめです。生息環境についてですが、毎年、水温と塩分の産卵環境は維持されてきました。シルト含有率が9地点で低下傾向、強熱減量が3地点で低下傾向にあり、底質環境は改善されつつあります。出水は稚貝を流出させますが、直近の令和4年から6年においては、出水が発生していませんでした。

成貝、稚貝についてですが、令和6年度の稚貝調査の結果により、銚子市、下利根、中利根の各地先とも新規加入群の出現が認められます。しかし、成貝・稚貝ともに低密度であることから、令和7年度の資源も低水準の状態が継続すると推察されます。今後も、資源動向を見ていくために調査を継続していく計画です。

以上で報告を終わります。

【立岡会長】

続きまして、漁業資源課から議案の説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第1号議案について御説明させていただきます。

本件につきましては、しじみ船びき網による採捕の許可の有効期間が本年8月31日をもって満了となりますが、その後の許可については一旦行わないこととし、採捕許可方針の廃止について協議させていただくものです。

それでは、利根川におけるシジミ漁業の概要について御説明いたします。別添の資料1を御覧ください。資料1の1ページにあります、「1 背景・経過」から御説明いたします。利根川のシジミ漁業につきましては、昭和46年の利根川河口堰建設に伴い、シジミのへい死が相次いで発生したことから、昭和55年10月27日付で関係漁業者と現在の独立行政法人水資源機構の前身である水資源開発公団との間でシジミ漁業権の消滅を内容とした漁業補償協定が締結され、昭和56年8月から昭和57年1月にかけて各漁協の共同漁業権魚種からシジミが除かれました。

一方、その後も漁場にはシジミが残存していたため、資源の有効利用と漁業秩序の維持を図るため、昭和56年8月10日付で、しじみ船びき網採捕許可方針を策定し、次の3ページ目以降にありますとおり、水資源機構宛てに「利根川河口堰周辺におけるシジミ漁業の取扱いについて」という通知を發出し、以降、毎年、関係漁協組合員に対して許可をしてきたところです。

許可の期間につきましては、漁業調整規則第33条第5項におきまして、3年を超えない範囲で定めることとしておりますが、過去の漁業補償等の経過もあり、許可制度の開始当初から1年間の単年度許可として取り扱ってまいりました。

それでは、続きまして、この別添資料1の7ページを御覧ください。こちらの表は左側に本許可を開始した昭和56年以降のシジミ漁獲量を記載し、右側には現在に至るまでの各漁協に対する許可の件数を記載しております。

左側の漁獲量の推移を御覧ください。許可制度の開始以降、平成12年までおおむね1,000トンを超える漁獲量で推移してまいりましたが、平成13年には117トンと10分の1程度まで減少し、平成18年以降は500キロに満たない漁獲状況が続き、平成27年以降、水揚げはありません。

資源減少の要因は明確になっているわけではありませんが、先ほど説明があったとおり、稚貝の発生が不安定になったことや増水に伴う稚貝の流出等が要因の一つではないかと推察されております。

また、右側の許可の件数ですが、昭和50年代には200件を超える年もありましたが、資源の減少に伴い許可件数も減少し、令和6年度には12件となっております。

近年のシジミ資源の状況につきましては、先ほど内水面水産研究所から報告しましたとおり、稚貝の発生は認められるものの、成貝の生息密度は低い状況にあります。

利根川におけるひき網漁業については、漁業権放棄後に残存するシジミ資源を利用するため、毎年、採捕許可をしてきたところですが、シジミ資源は極めて低水準に推移しており、過去20年以上まとまった漁獲がなく、また、毎年の許可更新手続は関係漁業者の事務負担にもなっているところです。これらの理由から令和7年9月1日以降は採捕の許可を休止することとしたいと考えております。

なお、今後の対応につきましては、引き続き関係漁協と連携し、内水面水産研究所によるモニタリングを実施していき、利根川におけるシジミ資源が回復した場合には、現行許可方針を基本として速やかに許可方針を制定し、許可を発出することとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

【立岡会長】

議案の朗読と説明が終わりました。これより質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いします。

高井委員さん。

【高井委員】

教えていただきたいんですけども。

シジミの資源が回復しない要因は何か不明みたいな、先ほどのお話でしたけど、でも実質的には、これはあれですよ。やっぱり利根川河口堰が原因なんですよ。

もし河口堰が原因でしたら、どういう仕組みで回復しないと考えておられるのかを伺いたいんですけど。

【立岡会長】

県からお願いします。

【藍内水面水産研究所長】

内水面研究所の藍です。

利根川河口堰ができてからしばらくはシジミが採れていました。その原因というのがはっきりしていませんが、一つとして河口堰ができたことによって潮が来なくなったことが考えられます。それ以前は、河口堰の上流部分でもシジミが採れていましたが、シジミは淡水と海水との微妙なバランスが必要ですので、それが途絶えたことによって、堰よりも上流部分は生息できなくなったことから、河口堰には影響はあると思いますけれども、堰の下流ではその後も生息していたという事実はあります。

【高井委員】

そうすると、河口堰よりも下流側で改善しない、資源が回復しないのは、これ何ででしょうね。先ほどの御説明では底質環境は改善気味だというお話でしたけども、なぜ回復しないのでしょうか。

【藍内水面水産研究所長】

そこははっきりとしたことは分からないんですが、ただ、以前シジミが1,000トン以上、採れたときは稚貝が1平方メートル当たり3,000個以上いたんです。これは我々が調査したものではなくて、旧建設省の方で調査された結果になりますが、今は、先ほど説明しましたけれども1平方メートル当たり50個未満ということで、著しく稚貝の発生状況が低い状態なんです。現在、稚貝を産む親の密度も1平方メートル当たり2個以下となっています。シジミは親、雄の貝と雌の貝が必要ですが非常に親の密度も低くて、受精機会も低く稚貝の発生量も少ない状況が続いているということです。

それで、なぜそうなったのかというのは国の報告書にもありますが、利根川で大きな出水があつて、それによって稚貝が流されたと記載されています。再生産はそういった形で途絶えたにもかかわらず、漁獲量は大体1,000トンぐらいを採っていたため、再生産がない中で親貝を採ったことで資源が激減し、その状態が今も継続していると推測しております。

【高井委員】

ありがとうございます。

この報告の資料の図で結果1、2というところを見ると、成貝が少し山がちょっと

出た。それに少し遅れるような形で稚貝の山の出ているようなところは、稚貝は24年とか令和2年とか、そこら辺のところ少し成貝の山にちょっと遅れるような形で出てきている感じなんですけども、一旦何か少し増えそうだなという感じになっても、その後何かまたいなくなっていくというのは、これはどういうことなんでしょう。

【藍内水面水産研究所長】

そうですね。出水なのか、そのほかの原因なのかは分かりませんが、確かに増える兆しはあって期待をするんですが、それがつながらず、また低いレベルになって、という状況がずっとここ20年間繰り返されているのが現状になります。

【高井委員】

そうすると、今回の措置を施してもあまり回復は期待できない感じなんですか。

【藍内水面水産研究所長】

断言はできませんけれども、20年間この状況は続いていますので、特別何か環境の変化がなければこういった状況が続くものではないかと推測はしております。

【高井委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

ほかによろしいでしょうか。

小倉委員さん、どうぞ。

【小倉委員】

すみません。やはり私も可動堰が、まずは可動堰のことを考えたんですが、可動堰よりもずっと下流だと思うんですが、可動堰の稼働状況は何か変化あるんでしょうか。その水門を閉めたり、それから潮によって開ける時間帯を決めたりとかいろいろ工夫されて運用しているはずなんです。

それとあと最近、多摩川とかほかの川の様子を見たりしていたんですが、偶然です

が、多摩川などは出水によって泥の成分が流されて砂質が戻ってシジミが復活したというようなことも聞いていて、当面は静かに見守るしかないと思うんですが、底質も砂質化しているようですし、気長に見る必要があるのかなという気がいたしました。

【立岡会長】

県の方で今の小倉委員さんの御発言に対して何かコメントがありましたら、お願いしたいんですけど、いかがですか。

【藍内水面水産研究所長】

最初にありました、可動堰の運用という点ですね。それについては内水研の方でも把握してなくて、決められた基準によって開閉の管理をしているという話は聞いたことがあります。過去と今とでどのように変わっているか、そういったところまでは把握しておりません。

確かに流すことによって、浮泥が流されて良くなるということが考えられます。内水研の調査でも、過去からの底質について、先ほどシルト含有率の推移というグラフをお示しましたが、非常に泥っぽい底質から改善されてきております。

これについては、出水による良い面が出ているとは思いますが。

【小倉委員】

素人によく分からないんですが、もしかしたら平水時の淡水が少し、もう少し流してもいいのかもしれないなんてことも考えてみました。

今だと、もうほとんど完全な海状態なのかなと、もしかして。

【藍内水面水産研究所長】

満ちたときは河口堰のところまで、海に近い、かなり高い塩分になりますので、そういった状態だと確かにシジミにとっては厳しい環境だと思います。そのための堰、潮を止める堰です。

それで淡水を流すことによって環境がシジミにとっていい環境に変えられるのではないかという御意見ですか。

【小倉委員】

はい。もしかしたら河口堰が淡水を止め過ぎているのかもしれないと思ったということで、いろいろ御検討いただければ幸いです。

【立岡会長】

粕谷代理、どうぞ。

【粕谷会長代理】

うちの方もシジミ、少し関係があったものですから、私の方の河川の状況からすると、今言われたとおり、泥というか砂の流出によって回復が伴ってきたということになると、うちの方の場合とちょっと似たようなところがあるんです。

やっぱり、これは日本の流れが、うちの方は福島原発事故があってから原発は駄目だよという中で、国がメガソーラーを随分進めたんです。ところが、メガソーラーもシジミに関しては、私はよくないと思っている、シジミに関してはだよ。それは、開発が全部山を崩すんです。山を崩して、今は、私は現場を見ているんだけど、みんな木、伐採から始まるんじゃないんです。木をそのまま重機で挟んで持ち上げてふるっちゃうんです。だから粒子は、泥の粒子は細かい。それが全部途中で止まるんじゃないくて海面まで行っちゃうんですよ。

うちの場合は、私も初めの頃はシジミを現場に行って採ってみたことある。ところが、その頃は、表層から幾らも下がらないでシジミがいっぱいあったものは、表層10センチぐらいは全部べたべたした細かい砂なんだよ。で、うちの河川もほとんどがその頃にシジミが真っ白になって、全部酸欠で大分死んだ。

だから、そういう土質の関係で、そういう粒子の細かいものが表層にたまっちゃっているために、あのさらさらした川の砂がヘドロになっちゃっているような気がするんだよね。だから酸欠で、恐らく方々でそういう時代に入ってきて、そういう砂が海面にまでは、海の中に流れ込まないんだよ。軽いからまたまた今度押し戻されてくるんだよね。

だから、あの海辺の際にちょうどヤマトシジミのたまるところに、そのヘドロはもう海の方には流れない。上からは流れてくる。それでそこに行ったり来たりして、そこにたまっちゃっているものが、貝にとっては酸欠状態が起きるんじゃないかなと、

私は素人ながら考えているんだけど、どうですかね。

【藍内水面水産研究所長】

おっしゃるとおり、シジミは水管を出して呼吸等しています。あまり細かい粒子は、その水管を詰まらしてへい死するという報告も出ていますので、会長代理の言うとおりに細かい粒子が堆積することによってへい死したということは十分有り得る話だと思います。

【粕谷会長代理】

昔から川砂というのは建築にも構造的に力があるものですから、うまくみんなそういうものに使われたところなんだけど、この頃はああいう砂であると、細かいから力もないから建築材としても使えないのが事実なんです。

だから結局は、これはこのところ銚子の方もそうだし、方々そういうものが大体変わって世の中の移り変わりが出てきたために、酸欠のような状態が出てきたのかなという気が私はしてならないんだけど。そういうことには全く違うわけなのかな。ちょっと私には分からないところなんだけど。ただ、酸欠で大分死んだのは間違いない。

それを今どうしろこうしろということにはならないんだけど、この議題とはまた別問題かもしれないけど、要因はそこらあたりにあるのかなと。うちの方も、このところ少し回復傾向に見えるというのは、大体うちの河川の状況においては、大体、山のゴルフ場のような跡地の全部開発してメガソーラーの会社に大分したものですから、相当山崩しというのはない。今、畑や田んぼにやっているぐらいだったら、そんなでもないんだけど、ゴルフ場の用地として求めていたところが、全部ゴルフ場にならなくてメガソーラーのところになっていくというのが事実なんですけど、そういうところは大体平地になっているから、ゴルフ場はある程度山の地形を見ながらある程度つくっている。彼らのやっているところは、ゴルフ場は沈殿する田んぼとか池とか、そういうものをつくっているんだけど、メガソーラーの会社は、一応はそういう場所をとっているんだけど池じゃないんだよね。池にはなっていないんだよ。だから、田んぼのような、その用地として残しているというのが。

いいことをしているんだよと。原発に代わるいいことをしているんだよという意識

の中で、あまりそっちの方に強くいっちゃっているから抜け道があるのかなという気がしてならないんだけど。

だから鴨川の方でも、今、メガソーラーの大きな会社ができると。それも大反対をふって、いろいろなことをやっていますけど。そういうことが河口付近には相当影響しているというのは事実なんだよね。

ただ、原発が悪い。それは原発は怖いんだけど、それに代わるというものは、では何をやってもいいかという問題ではなくて、もう少しそういう基準を、例えば開発行為の基準あたりから見直していかないと、こういう問題が先々相当効いてくるのかなという気がしてならないんだけど。余談の方に行っちゃいましたけど、そういうことを私は感じています。

【立岡会長】

シジミの今後の調査については、先ほどの県からの説明ですと、調査を継続していくということですので、ただ今各委員さんから出された意見を踏まえた中で、シジミについて引き続き調査・研究をお願いしたいということによろしいですか。

では、高井委員さん。

【高井委員】

先ほど塩分の話が出て、気になったんですけども、この調査結果の3のところですけれども、これも塩分のデータを時系列で出されているんですけども、これはヤマトシジミの産卵が確認された場所をピンポイントで測定しているということですか。

【藍内水面水産研究所長】

調査地点は昔この地点でヤマトシジミ幼生の調査を実施しておりまして、その地点での結果になります。

【高井委員】

利根川の関係について私もちょっと不勉強なんですけれども、河口域に近い下流のところがなだらかな河川というのは通常塩水が川底に沿って遡上していきますよね、

塩水くさびというやつですけれども。だから、鉛直的に劇的に変わっていくはずなんですけれども。なので、どのポイントを測定するかによって何か塩分の値も劇的に変わってしまうという。だから、そののところはもうちょっと立体的に捉えないとあまり有効なデータ、調査を重ねてもならないのではないかなというふうにちょっと気になったんですけれども。上の方はすごく薄い水が流れていて、下の方は海からのもう海水に近い水が遡上していくという状態ですから、どの水深を押さえるかによって全然値が変わってしまうということになりますので、そこは気をつけていただいた方がいいのではないかと思います。

【立岡会長】

今の点も含めまして、継続する調査の中でいろいろ検討を加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかによろしいですか。どうぞ。

【吉富委員】

出水の発生状況についてなんですけれども、底質の改善のためにはやっぱり適度な出水というのは必要だと思うんですけれども、実際そのシジミが流れてしまうような規模、大阪の淀川とか徳島の吉野川で確認されている出水の規模ですね。流量とか頻度というのは、どのような程度のものなんでしょうか。

【藍内水面水産研究所長】

今回、これらの河川のデータははお示ししておりませんが、利根川で2002年、平成でいえば平成14年になりますが、そのときは6月、8月、11月の年3回稚貝調査を実施しておりまして、その結果を見ますと、出水の前の6月には1平方メートル当たり30個ぐらいあったのが、出水の後の8月には10個になって、11月には50個に増えていると。そのときの出水の状況を見ますと、2.5メートル程度の高さの出水でしたので、この程度の出水になるとやはり稚貝に流出等の影響は出ると理解しております。

【吉富委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

ほかにいかがですか。

出山委員さん。

【出山委員】

先ほどの粕谷会長代理さんの方からお話がありましたけども、私は釣りが好きで、毎年、今、笹川漁港に船を係留させてもらっているんです。毎年、釣りが好きで行くんですけども、友達がやはり笹川におりまして、そこの堰で今、大きな工事をしております。それはなぜかという、あそこの水門を開閉したときに水が、落差が今20メートルあるそうです。あの水門が開かれたときに大体水の力で20メートルあそこは掘れているらしいです。今は割杭を入れて今工事しています。その土砂が恐らくさっき言った粕谷会長代理さんが言われた山の方の砂が流れてきてしまっているのかなというふうな話ありましたけど、私も今その話を聞いて、あそこの20メートル、水面から20メートル下の底の砂が流れていった場合、かもめ橋のところには大体レジャーボートで行くと船外機のスクリューで泥が、もう大体2メートルぐらいでもう巻き上がっちゃっているんです。ですから、かもめ橋辺りまでもうそういった影響も出ているんじゃないかと。そういうふうにとちょっと考えました。

私はもうここ数十年ハゼ釣りやセイゴ釣りに行っているんですけども、やはりこの平成5、6年頃、この頃は手づかみでシジミ採れたんですけど、ところがやはり河口堰ができたおかげで、それからはもうめったにもう採れなくなってしまった。そういう楽しみがなくなってしまったという。もうこれは私が思うには、やはり河口堰の川の流れ、水の変化がやはり一番原因になっているんじゃないかなと、私自身もそういうふうを考えています。

以上です。

【立岡会長】

ほかに何か御意見ございますか。よろしいですか。

本当にまだ御意見いっぱい出ましたけれども、シジミのこの調査は継続されるということですので、ぜひ今出された意見、参考にさせていただいて整理をしていただきたいと思います。ほかによろしいですか。

私から確認したいのですが、今回この採捕許可方針を廃止するということですが、利根川の関係する組合は6漁協ございますが、組合の方の御意見がどのようになっているか、もしありましたら、紹介していただけますか。

【赤羽班長】

漁業資源課、赤羽です。

まず、関係する6漁協については、6月の下旬から7月上旬、各組合を個別に回らせていただきまして、この方針の廃止と今後の許可の対応について説明し御理解をいただいているところです。

この許可の廃止に当たっての意見等につきましては、まず下利根漁協からは許可を一旦休止することについては了解すると。ただし、許可を休止した後も、漁協がこれまで実施してきたシジミ資源の自主的なモニタリングを継続して自分たちもしっかりとその資源を見ていきたいという思い、考えがありまして、これにつきましては、内水面水産研究所と連携し調査に関与してもらう形で対応していきたいと考えているところです。

また、銚子市漁協からは、資源が回復した暁には速やかに許可が再度発出されて、操業が再開できるように配慮をお願いしたいといった御意見が出ております。

以上です。

【立岡会長】

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

意見も出尽くしたようですので、ただいまから質疑を終了しまして、採決に入りたいと思います。

議案の第1号「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可更新」につきまして、原案のとおり、採捕許可方針を廃止ということでよろしいか、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【立岡会長】

挙手全員ということで、第1号議案につきましては、原案のとおり可決・決定といたします。

続きまして、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について」ですが、この議案につきましては第3号議案「うなぎ稚魚授業の許可方針について」と関連がございますので、一括上程として審議したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

異議なしということですので、第2号議案と第3号議案につきましては、一括審議とさせていただきます。

まず、事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【立岡会長】

続きまして、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽と申します。

本件は、令和7年12月1日から開始される、うなぎ稚魚漁業の取扱いについてお諮りするものです。

初めに、うなぎ稚魚漁業の概要について御説明しますので、資料39ページを御覧ください。本県では、利根川地区、九十九里地区を中心に、外房地区、内房地区を合わせた4地区でうなぎ稚魚漁業が行われています。

漁具は、利根川地区では主に大型のふくろ網である「かぐら網」、船舶で網を引く「ひき網」、九十九里地区における小型の「ふくろ網」のほか、「すくい網」が使用

されています。

続きまして、昨年度の実績について御説明しますので、資料40ページを御覧ください。令和6年度の実績といたしましては、利根川地区から内湾地区までで29の漁協・採捕組合等に所属する1,336人がうなぎ稚魚漁業を行いました。令和5年度より2人増加しております。

また、県全体の水揚げ金額は10億2,700万円、採捕数量は約2.3トンでした。このうち、利根川地区と九十九里地区の水揚げが全体の約8割を占めています。前年との対比については、数量では347パーセント、金額は72パーセントの実績となっています。

それでは、先に第3号議案の内容から御説明いたします。資料の37ページ、新旧対照表をお開きください。

うなぎ稚魚漁業の許可方針は、令和5年に特別採捕許可から知事管理漁業に制度が移行された際に制定され、令和6年に必要な諸般の改正を行ったところです。今回、大きく変更する点はなく、変更箇所は1点、別記様式第2号のみとなっております。

資料37ページの下部に様式第2号として標章の様式を定めております。次のページをお開きください。変更点は、備考の①の中で標章として、採捕者が携帯する腕章のサイズと色を定めておりましたが、この中の「色」の記載を削除するものです。

これまで許可方針で指定していた腕章の色については、実態として業界と相談の上、業界団体が毎年指定する色を県が方針の中に規定していたものになります。今後は、色の指定は業界団体に委ねることで、腕章の色を毎年変更するために生ずる許可方針の変更に係る事務を簡素化することとしたいと考えております。

業界団体では、引き続き毎年指定する色の腕章や帽子を採捕者全員に配布し、採捕者が各々携帯・着用するものとしており、現場の運用は引き続き変更ありません。腕章には年度の記載もあることから腕章の使い回しはできないものとなっており、腕章の携帯も許可の条件で義務づけられることに変更はありません。取締りの観点からも問題ないと考えています。

なお、今回の変更について業界にも意見を伺い、了解をいただいております。

また、資料の37ページに戻っていただいて、改正案の附則については、改正年月日を入れるものです。

続いて第2号議案の内容について御説明いたします。資料の8ページをお開きくだ

さい。

すみません、初めに資料の8ページの部分で、諮問文の本文のところでは1行目の後半の部分で、「許可の基準」という部分が入っていますが、ここについては今回お諮りする内容ではありません。誤植であり、修正が必要となりますので、削除をお願いします。

それでは、説明に戻ります。まず、こちらについては、新規に漁業の許可を行う場合には、漁業法及び千葉県漁業調整規則の規定に基づき、1の制限措置と、2の許可を申請すべき期間、3の許可の有効期間を定める必要があることからお諮りするものです。

「1 制限措置」の内容については、別紙1として9ページから18ページにかけて、漁業種類ごとに「その1」から「その5」に分けて記載しております。

例として、11ページ下段の「その4」を御説明いたします。11ページをお開きください。漁業種類については、すくい網漁業の船舶を使用しないで行う漁業になります。

(2) 許可をすべき漁業者の数、(3) 操業区域、(5) 漁業を営む者の資格は表にまとめてございます。

(4) 漁業時期は、令和7年12月1日から令和8年4月30日までとしております。漁業時期は、許可方針では12月1日から4月30日までの間で都度定めることとされており、昨年までは業界の要望によって、資源保護を目的に15日間短縮し、4月15日までとじていましたが、今般、シラスウナギの来遊状況が変化する中、操業機会を確保するため、従来の4月30日までとしたい旨、業界から要望がありました。県といたしましては、本県では令和5年から許可の条件として許可1件につき採捕数量の上限を定めており、数量の上限が遵守されていること、また、国が国内養殖におけるシラスウナギの池入れ数量の上限を設定しており、超過するおそれが生じた場合は採捕停止がかかることとなっていること、期間を延長しても引き続き採捕数量で制限されており、資源保護上問題ないと考えられることから、業界の要望どおり4月30日まで認めるものとするものです。

続いて、表の項目について御説明します。左の欄「操業区域」については、昨年、区域を変更した小櫃川以外は、旧特別採捕許可方針において漁協・採捕組合ごとに定めていた採捕の区域を基に設定した区域となっており、全ての区域で昨年から変更

はございません。

漁業を営む者の資格は、うなぎ稚魚漁業では操業秩序の維持と流通の透明性を確保する観点から、操業区域の周辺に住所を有する者に限定することが適当と考えられること、かつ、適正な流通の枠組みの中で販売すると認められる者とするを規定しております。

表の右側の許可をすべき漁業者の数については、事前に実施した申請調査の結果に基づいて定めております。

資料8ページにお戻りください。「2 許可を申請すべき期間」につきましては、調整規則に一月を下らない範囲内で定めるとされており、今回の申請期間は令和7年9月16日から10月15日までの1か月間としたいと考えております。

「3 許可の有効期間」につきましては、調整規則第15条第1項第2号の規定により1年としているところですが、漁業時期と同じ期間とすることが適当と思料されることから、令和7年12月1日から令和8年4月30日としております。

最後に、うなぎ稚魚漁業に係る制限措置等及び許可方針については、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会の両委員会の意見を聞いて定めることとなり、7月18日に開催された海区漁業調整委員会にお諮りし、7月28日付で異議ない旨の答申をいただいていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

【立岡会長】

ただいま、議案の朗読と説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御意見・御質問がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

高井委員さん、どうぞ。

【高井委員】

資料40ページですが、うなぎ稚魚の単価が落ちている感じですけど、これはやはり全国的な豊漁状況を反映して、これだけ単価が変わっているという感じなんですかね。

【赤羽班長】

令和6年漁期につきましては全国的に豊漁となっております、各県で採捕実績が上がっている状況となっております。

【高井委員】

漁獲量は令和5年度よりも多いけれども、もうけとしては大分少なくなったという感じなんですね。

【赤羽班長】

近隣の県においてもやはり漁期が進むにつれて単価の方が低下したと聞いております。

【高井委員】

ありがとうございました。

【立岡会長】

よろしいですか。

ほかに何か御意見等ございますでしょうか。では、出山委員さん。

【出山委員】

漁業の時期でございますけれども、これを見ますと、令和7年12月1日から令和8年4月30日となっておりますけれども、先ほど会長の方から初めの挨拶の中にもありましたが、ワシントン条約によっては今後いろいろと制限を受けるかもしれないと思われる中、これから県として許可するに当たり、許可の有効期間につきまして、県の判断、分析結果などお考えをお聞かせ願いたいと思います。

【立岡会長】

県、お願いします。

【赤羽班長】

この漁業の時期につきましては、もともと4月30日までだった期間を国のウナギ資源に対する管理方法・対策を受けて、業界の要望によって平成26年から資源保護を目的に15日間短縮してきたところです。シラスウナギにつきましては、先ほど説明しましたとおり、国内の池入れの数量を上限として21.7トンが設定されておりまして、この上限を超えないように管理されて、超過するおそれが生じた場合には国が採捕停止を要請することとなっております。

また、本県では令和5年に知事許可漁業となった際に、許可の条件で採捕上限を設置しており、それが遵守されてきております。豊漁だった昨年は、業界が自主的に2月に約1か月間休漁する対応をとられております。操業機会が増えてもストップがかかるスキームとなっているため、資源保護上問題ないと考えているところです。

以上です。

【立岡会長】

出山委員さん、いかがですか。

【出山委員】

ありがとうございました。

それと、昨年のいわゆる稚魚の獲れ方が当初予測と比べ多かったということで、単価の方は1キロ当たり当初300万円とか400万円とか言われていたんですが、蓋を開けてみますと、300万円から200万円ぐらいになって、最後には100万円、そうしたら最後に私どもが購入したのは、30万円という、そういった金額になっていました。その辺の分析というのは、県の方はどんなふうを考えていらっしやったのか。お聞かせ願いたいと思います。

【赤羽班長】

昨年の漁期におけるシラスウナギの価格については、年明けに1キロ当たり200万円を切る状況になって、その後、低下を続けて2月下旬から20万から30万程度で推移したところです。200万前後で推移を続けた令和5年と比較すると、量が採れた分、大分安い価格で流通されたと認識しております。

【出山委員】

分かりました。それと、もう1件、大変申し訳ないんですけども。私の友人が九十九里の方の組合員でおるんですけども、やはり採捕するときに反社会的な人が混ざっているというようなことをちょっと聞きました。で、度々この会議の中にも出てくるんですけども、そういった漁業組合以外の者が採捕しているという、そういった声は県の方にも届いているとは思うんですけども、その取締りだとかそういった実施した例があるのか。これからそういった稚魚の価格にも影響してくるんだと思いますけども、そういった管理を、どのような管理をしていくのか。本当に取締りみたいなものを本気になってやっていくのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

【赤羽班長】

県では警察や海上保安部と連携して取締りを実施するなど漁場管理を行っているほか、近年ではシラスウナギの主要な漁場に密漁防止の看板を設置するといった取組を進めておりまして、密漁の防止等に努めているところです。

また、業界の中でも密漁監視を行っておりまして、県はその取組を補助によって支援しております。

【出山委員】

それは年何回やるような予定というのはあるんですか。

【赤羽班長】

すみません、取締りの具体的な内容については、この場での回答は控えさせていただきますと思います。

【出山委員】

はい、分かりました。ありがとうございました。

【立岡会長】

粕谷代理がシラスウナギの需給委員会会長でいらっしゃるのです。コメントをいただき

たいと思います。

【粕谷会長代理】

今の質問の回答ですが、取締りの方は、我々は今、滑川会長、採捕組合の会長をやっているものですから、相当、県警のOBを今、6、7人雇っております。むしろ怖い存在であるような気がします。だから、違反業者については、非社会的勢力の方々には入りにくい状態を今とっているようです。

さっきも高井委員さんのから話があった、豊漁のためにあまりよくなかったということなのですが、地域によって毎年、ぱっと採れる外房の方であれば、それはキロ数全部、予定のキロ数だけ採れていたんです。ところが、内房だとか内湾の方については、幾ら値段が高くても全く採れないと。そういうところの人たちが、今回は安いけど量は採れたと。だから、今までにないお金が入ったということは、話を聞いています。仲買の業者も頭は決まっているものですから、今度は一般の採れなかった人たちが採れていたと。だからそういう人たちの部分が入ったから、取扱いの人たちにもいい商売ができたというような話は伺っています。

さっきもしたとおり、密漁者については、我々も滑川会長にいつもお世話になっているんだけど、そういう中で厳重な取締りをしているようですから、それはもう全然ないとは言えませんが、今6、7人県警OB、刑事OBを雇っているところ

以上です。

【立岡会長】

よろしいでしょうか。ほかに何か御意見等ございますか。

ないようですので、質疑を終了しまして、これより採決に入りたいと思います。

採決は議案ごとに行いたいと思います。

まず初めに、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について」、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【立岡会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定といたします。

なお、本議案につきましては、県報に公示する必要がございます。公示に当たりまして、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合につきましては、私と事務局に御一任いただきたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、そのようにさせていただきます。

続いて、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【立岡会長】

挙手全員と。第3号議案につきましても、原案どおり可決・決定といたします。

次に、議題4、その他ですけれども、皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、本日の議題につきましては、全て終了といたします。

次に、会議次第5、第5のその他でございますけど、皆様から何かございますか。

特になければ、事務局から事務連絡をお願いします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【立岡会長】

それでは、これをもちまして、第4回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様、ありがとうございました。

午後2時58分 閉会